# 「よつぼし」の品種利用で許諾が必要な範囲

## 許諾が必要

## 種子の生産 と

それに伴う一連の行為(宣伝、保管、販売など)

母親品種 (三重)



父親品種 (香川)

「よつぼし」の種子



母親品種(三重母本1号)と父親品種(香川A8S4-147)を交配して、「よつぼし」の種子を生産する



正当な 種子購入

# 許諾の必要はない

## 種子を小分けして転売

種子を苗に育てて販売 (種子1粒から苗1株)







正当な種苗を購入

#### 違法行為

ランナーで増や した苗を販売



海外への持ち出し

## 許諾の必要はない

農家が種苗を購入して果実生産 (違法な種苗でないこと)





「農家の自家増殖」に該当するときはランナーで増かしても可 (譲渡・販売すると違法)

#### 「よつぼし」における利用許諾の要・不要

「よりはし」における利用計略の安・不安			
誰が		事例	許諾等
種苗業者等	種子を生産する	種子生産 その種子の調整	許諾が必要
		その種子の譲渡の申し出(宣伝・広告等)	
		その種子の譲渡(販売・無償譲渡等)	
		保管	
	種子を購入して 増殖しないで転 売等する	購入した種子の調整	・ 許諾は不要 ・ ただし、協力 ・ を求めるこ ・ とがある
		その種子の譲渡の申し出(宣伝・広告等)	
		その種子の譲渡(販売・無償譲渡等)	
		その種子の保管	
	種子を購入し、 種子から苗を育ってる (種子 1 粒っから苗 1 株)	種子から苗を育てる(種子1粒から苗1株)	
		その苗の調整	
		その苗の譲渡の申し出(宣伝・広告等)	
		その苗の譲渡(販売・無償譲渡等)	
		種子とその苗の保管	
	種子または苗を	栄養繁殖して苗を譲渡(販売・無償譲渡等)	· 認めない · 違法行為に なる
	購入し、栄養繁	その苗の譲渡の申し出 (宣伝・広告等)	
	殖する(ランナ	栄養繁殖して苗を譲渡した(する)ときの	
	一等で増やす)	保管	
農家が	違法でない苗を購入して、自分の経営内で使用する		
	違法でない種子を購入して苗にして、自分の経営内で使用す		
	違法でない苗または種子を購入し、栄養繁殖して、自分の経		許諾は不要
	営内で使用する(注意:種苗法上の「農家の自家増殖」に該		
	当する場合は認められます。無償・有償を問わず他の人に譲		
	渡することは違法になるので注意が必要)		
誰でも	海外への持ち出し(株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子 房あるいは胚等の一切の遺伝資源)		認めない
			違法行為に
			なる

#### <注意>

- 1) 違法行為は多額の罰金や損害賠償の対象になります。違法行為は絶対にやめましょう。
- 2) 「許諾が必要」となっている項目は、利用許諾を受けてください。
- 3) この表は、「よつぼし」の利用許諾方針として定めたものです。利用許諾の要・不要は、品種によって異なるので注意してください。